

## 第15号議案

### 平成24年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数  | 35事業所            |
| (2) 年間総給水量  | 10,632,450立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 29,130立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	工業用水道事業収益	225,056千円
第1項	営業収益	223,453千円
第2項	営業外収益	1,603千円
支 出		
第1款	工業用水道事業費用	204,683千円
第1項	営業費用	199,371千円
第2項	営業外費用	4,811千円
第3項	特別損失	1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 65,591千円は、減債積立金 1,277千円、建設改良積立金 24,243千円、当年度分消費税資本的収支調整額 2,968千円及び過年度分損益勘定留保資金 37,103千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 1千円

第 1 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 65,592千円

第 1 項 建 設 改 良 費 62,332千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 2,760千円

第 3 項 予 備 費 500千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 52,918千円

平成 24 年 2 月 13 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二